(趣旨)

第1条 この要領は令和3年3月2日付け厚生労働省医政局長等通知「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」(以下「施行通知」という。)第1-5-(二)に規定する事前研修(以下「事前研修)という。)の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

へき地 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第2条第2項の市町村を定める省令(平成 18 年厚生労働省令第 70 号)で定める市町村をいう。

### (実施主体)

第3条 事前研修は、福島県へき地医療支援機構(福島県保健福祉部医療人材対策室)が研修内容を構築し、派遣元事業主及び派遣先医療機関等が研修を実施する。

#### (研修内容)

- 第4条 事前研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
- 一 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等の関係医療機関との連 携体制のあり方
- 二 へき地において特に必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等
- 三 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境(気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等)
- 四 前各号に掲げるもののほか、派遣先病院が必要とする事項

## (へき地における事前研修の実施方法)

- 第5条 へき地への派遣については、派遣元事業主は派遣先医療機関等と調整の上、福島県 へき地医療支援機構に対して、実施計画書(別紙1)及び事前研修資料を提出する。
- 2 福島県へき地医療支援機構は、前項の実施計画書及び事前研修資料の記載内容に不備 がないか確認を行う。
- 3 派遣元事業主及び派遣先医療機関等は、派遣される看護師等に事前研修を実施する。
- 4 事前研修実施後、派遣元事業主は派遣先医療機関等と調整の上、福島県へき地医療支援 機構に対して、修了報告書(別紙2)を提出する。
- 5 福島県へき地医療支援機構は、前項の修了報告書を受理し、記載内容に不備がないか確認を行い、不備がないと認められる場合は、派遣元事業主に対して、修了証明書(別紙3、4)を交付する。

# 附則

この要領は、令和6年6月21日から施行する。